

# 第131期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年6月24日（金曜日）  
午前10時

場所

宮崎市松山一丁目1番1号

宮崎観光ホテル  
東館3階「光耀の間」  
こうよう

▶ 末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照  
ください。

## 目次

第131期定時株主総会招集ご通知……………P1

### 添付書類

第131期事業報告……………P5  
計算書類……………P29  
連結計算書類……………P33  
監査報告書……………P37

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………P40  
第2号議案 定款一部変更の件……………P40  
第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件 ……P48  
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 ……P53  
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 ……P56  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 ……P57  
第7号議案 監査等委員でない取締役に対するストック・オプション  
報酬額および内容決定の件……………P57

株主総会会場のご案内図……………巻末

株式会社 宮崎銀行

証券コード：8393

証券コード8393

平成28年6月3日

## 株 主 各 位

宮崎市橘通東四丁目3番5号  
株式会社 **宮崎銀行**  
取締役頭取 平野 亘也

### 第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当行第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

- 1. 日 時** 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所** 宮崎市松山一丁目1番1号  
宮崎観光ホテル 東館3階「光耀の間」
- 3. 目的事項**
  - 報告事項**
    - 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
    - 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案** 剰余金の処分の件
    - 第2号議案** 定款一部変更の件
    - 第3号議案** 監査等委員でない取締役9名選任の件
    - 第4号議案** 監査等委員である取締役6名選任の件
    - 第5号議案** 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
    - 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
    - 第7号議案** 監査等委員でない取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

## 4. 議決権行使について

当日ご出席による 議決権行使	郵送による 議決権行使の場合	電磁的方法 (インターネット等)による 議決権行使の場合
 <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>議決権行使ウェブサイト (<a href="http://www.e-sokai.jp">http://www.e-sokai.jp</a>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。</p>
<p>開催日時</p> <p><b>平成28年6月24日(金)</b> 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p><b>平成28年6月23日(木)</b> 午後5時到着分まで</p>	<p>行使期限</p> <p><b>平成28年6月23日(木)</b> 午後5時まで</p>
		<p>3～4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください</p>

- 1 議決権行使書用紙と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 2 電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.miyagin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.miyagin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ご利用にあたって

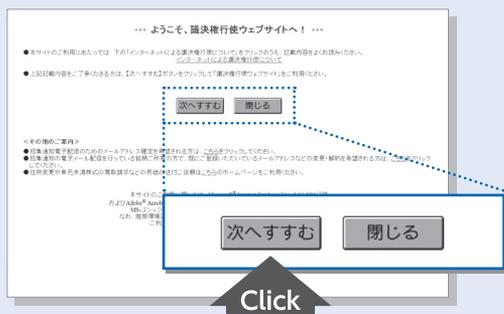
インターネットによる議決権行使は、パソコンから当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただくことによるのみご利用が可能です。

※ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による  
議決権行使期限

平成28年6月23日（木）午後5時までとなっておりますので、  
お早めの行使をお願いいたします。

### 1 ウェブサイトへアクセス

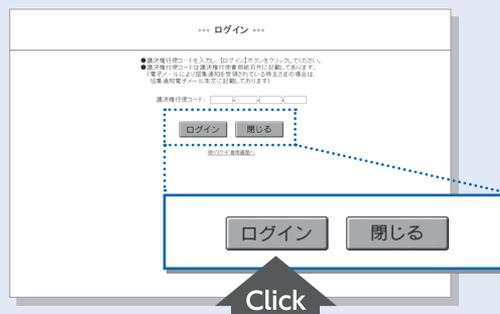


「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<http://www.e-sokai.jp>

### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」を入力し、  
「ログイン」をクリック

## ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 3 パスワードの入力

パスワード認証

●パスワードを入力し、[次へ]をクリックしてください。  
 ●パスワードの入力に失敗した場合は、再度入力してください。  
 ●パスワードが変更された場合は、必ず変更後のパスワードを入力してください。

パスワード  ソフトウェアキーボード

次へ

Click

ここからは  
画面の指示にしたがって  
賛否をご入力ください。  
ここまでで準備は完了です。

お手元の議決権行使書用紙に記載された  
**【パスワード】** を入力し、  
**【次へ】** をクリック

### システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人：日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電 話：**0120-707-743**（フリーダイヤル）

受 付 時 間：**9:00～21:00**（土曜・日曜・祝日も受付）

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行は本店を含む73カ店および出張所23カ所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務およびその他付随業務を行っております。

#### 経済環境

##### (国 内)

平成27年度の国内経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調が継続しましたが、海外経済の成長鈍化などにより、次第に景気減速感が強まる状況となりました。設備投資は持ち直しの動きが見られる一方、個人消費や輸出は足踏み状態が続いており、景気の先行きに対する不透明感が広がりつつあります。

このような環境の中、平成28年1月に日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入しました。この決定に伴い市場金利は大幅に低下し、長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは、当期末はマイナスの水準での推移となりました。

##### (県 内)

県内経済は、平成27年末にかけて、公共投資は前年度を下回って推移しましたが、住宅投資は振れを伴いながらも持ち直しの動きがみられました。また、小売や観光は緩やかに改善し、雇用環境の改善を背景に個人消費は底堅く推移しました。

しかし、年明け以降は、海外経済の減速を受けて次第に景況感のとらえ方が慎重になりました。輸出が低調となり、企業の生産活動は一進一退となりました。大型小売店販売額は前年度に比べ減少に転じるなど、個人消費にも弱い動きが広がりつつあり、全体としては足踏み状態が続いています。

## 事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当行は地域に密着した営業展開と経営内容の充実に努めてまいりました。

(事業の経過)

[中期経営計画 経営目標の進捗状況]

指標		平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 目標
成長力	経常収益	447億円	477億円	455億円
	総預金平残	21,661億円	22,801億円	22,900億円
	総貸出金平残	15,825億円	16,997億円	17,620億円
	有価証券平残	7,156億円	7,563億円	7,000億円
収益力	コア業務純益	107億円	118億円	120億円
	当期純利益	61億円	97億円	50億円
効率性	OH R	69.33%	67.18%	68.00%
健全性	自己資本比率	10.52%	9.59%	10.00%

[法人のお客さまへの取り組み]

- ① 「宮崎・鹿児島成長ファンド」、「みやぎん東九州メディカルバレー構想応援ファンド」、「みやぎんインフラ事業応援ファンド」、「みやぎん再生可能エネルギー支援ファンド」などによる資金ニーズへの対応やソリューション機能の発揮により、地域経済の活性化に取り組んでおります。その結果、中小企業等貸出金残高は年率6.8%増加いたしました。
- ② 当行は医療・福祉分野を成長分野と位置づけており、業務提携先と連携し、「診療報酬改定セミナー」や「介護報酬改定セミナー」の開催、補助金制度の有効利用、生産性向上設備税制を利用した効率的な設備投資の提案等も積極的に行っております。また、宮崎大学が運航するドクターヘリをはじめとする救命救急センター活動の充実を目的とした寄付金の寄贈や、自治体より任命を受け、公立病院の事業改善策定委員会に参加するなど地域医療の充実に貢献しております。
- ③ アグリ・フードビジネス事業者のアジアへの輸出をサポートするため、宮崎県、ヤマト運輸株式会社、株式会社ANA Cargoと連携し「みやぎきの食品輸出商談会」を開催いたしました。また、銀行業界では初めて「風評損害対策見舞金支払いサービス」の取り扱いを開始するなど、地元の基幹産業であるアグリ・フードビジネスを積極的に支援しております。

〔個人のお客さまへの取り組み〕

- ① 個人のお客さま向けには、働く女性のさまざまなライフイベントに合わせてご利用いただける、みやぎん働く女性応援ローン「“W”のちから」や、子育て安心サービスを無料で付帯した、みやぎん子育て応援ローン「育てるちから」の取り扱いを開始いたしました。また、社会問題化する空き家対策をサポートするため、みやぎん「空き家解体ローン」の取り扱いを開始するなど、お客さまのニーズにお応えしつつ、地方創生にもつながる商品ラインアップの充実を図っております。
- ② これまで「相続センター」にて、少子高齢化社会の進展による将来の相続準備や相続税対策、関連手続きなどにおけるご相談ニーズにお応えしてまいりました。平成27年10月、総合的に相続に関する支援を行うため、同センターを「相続サポートセンター」と改称し、「相続資産の運用相談」を新たにお受けできる体制を整えました。

〔生産性向上への取り組み〕

融資事務改革や営業店事務の見直し、IT化や本部集中化の範囲を拡大することで積極的に効率化を進めております。効率化を図るなかで環境問題にも配慮し、行内稟議書類を電子化するなどペーパーレス化にも取り組んでおります。

〔人財力向上への取り組み〕

- ① 女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性職員を対象にキャリア開発形成・マネジメントスキルにかかる能力開発支援の取り組みを強化し、管理職・役席者育成を行うことや、女性職員の少ない部署・課・係に女性を積極的に配置するといった行動計画を策定いたしました。平成32年3月までに係長級（役席者）に占める女性職員の割合を20%以上とする目標を掲げ、積極的に女性の活躍推進に取り組んでまいります。
- ② 平成27年9月、女性が活躍できる社会づくりを応援するため、みやぎん女性活躍推進プロジェクト「Blue Wings（ブルーウィングス）」を始動いたしました。女性経営者による創業支援や働く女性・子育てを応援する商品・サービスで女性活躍を推進する取り組み、銀行業務でこれまで男性が多かった部門において、女性のマーケット感覚を活かし、お客さまへ多様な提案を行う女性職員で構成された営業推進チームの結成、女性活躍推進担当の配置など、女性の活躍機会創出に積極的に取り組んでおります。
- ③ 産休・育休取得者の円滑な職場復帰をサポートするための個別面談の実施や、自己啓発を目的として女性職員自ら企画運営する「女志リーダーズ」を各地区に発足させ

るなど、女性活躍推進の取り組みにより、産休・育休取得者の職場復帰率は100%となりました。

- ④ 経営者の高齢化や後継者不足を重要な課題と認識しており、総合的サポート体制を構築するため、「事業承継・M&Aエキスパート資格」を529名取得しております(平成28年3月時点)。お客さまからの相談件数は597件(前年比+150件)と増加傾向にあります。平成28年度は、年々高まるお客さまの海外ビジネスニーズにお応えするため「海外進出・取引アドバイザー」の資格取得を進めるなど、人財育成に積極的に取り組んでまいります。

### (事業の成果)

#### [資産状況]

以上の各種取り組みにより、当期末の貸出金残高は、個人貸出を中心に、法人貸出、公共貸出ともに増加し、前期末に比べ1,004億円増加して1兆7,679億円となりました。

当期末の預金および譲渡性預金の残高は、法人預金を中心に、個人預金、公共預金ともに増加し、前期末に比べ1,309億円増加して2兆3,253億円となりました。

当期末の投資信託の預り残高は、前期末に比べ30億円減少して613億円となり、国債等公共債の預り残高は、償還により前期末に比べ245億円減少して484億円となりました。保険販売額は229億円と順調に増加し、当期末における保険販売額累計は2,480億円となりました。

当期末の有価証券残高は、前期末に比べ48億円減少して7,715億円となりました。

外国為替取扱高は、仕向為替の減少により、前期に比べ5百万ドル減少して254百万ドルとなりました。

#### [損益状況]

貸出金利息収入が前期に比べ4億47百万円増加して252億31百万円と、5年連続の増加となったことに加え、有価証券利息配当金も増加したため、資金運用収益が増加し、また、株式等売却益の増加によりその他経常収益も増加したことから、経常収益は前期に比べ30億41百万円増加して477億91百万円となりました。

経常費用は、前期に比べ3億35百万円減少して324億85百万円となりました。

この結果、経常利益は前期に比べ33億75百万円増加して153億5百万円、当期純利益は35億49百万円増加して97億36百万円となりました。効率性の指標となるOHRは前期に比べ2.15ポイント改善して67.18%となり、資本効率の指標であるROEは7.46%となりました。

当行のステークホルダーである、地域・株主さま・お客さまに対し、以下の取り組みを実施しました。

<地域経済活性化・CSR>

- ① 「地域との共存・共栄」を行是とする当行は、「地方創生」への取り組みを最重要課題と位置づけ、積極的に関与していく方針としております。これまで県内20地公体の「地方版総合戦略」の策定等に取り組んでまいりました。また、宮崎県を含む9地公体に加え、民間企業とも連携協定を締結するなど地方創生実現に向けた協力体制の構築を行いました。さらなるコンサルティング機能を発揮し、各種連携協定を十分に活用しながら、それぞれの地域特性に応じた提案や協力を行い、地域経済の活性化に貢献してまいります。
- ② 地方創生への取り組みとして「みやぎん地方創生1号ファンド」、「みやぎん6次産業化支援ファンド」を組成しており、平成27年度は、廃校となった小学校校舎を改修し配送拠点として再利用する地元企業や、抹茶・乾燥大麦若葉の製造・販売を行う地元企業へ出資いたしました。また、九州の観光産業の振興に資する中小・中堅企業の事業者を支援するため、観光特化型ファンド「九州観光活性化ファンド」へ出資するなど、地域経済の活性化に積極的に取り組んでおります。
- ③ 平成27年度に新築移転オープンした油津支店（平成27年6月）、都城営業部（平成27年11月）の店舗内には宮崎県産のスギをふんだんに利用して、お客さまが木に親しむ空間を創出し、癒しの店舗づくりを心がけております。
- ④ 地域の未来を担う子どもの育成の取り組みとして、小学生を対象に体験学習を通してお金の大切さを学ぶ「みやぎんマネーセミナー（キッズセミナー）」を宮崎市、都城市、延岡市にて年6回開催いたしました。また、宮崎県が実施する本を通じた家族のコミュニケーションによって子どもの読書を推進する「家庭読書」啓発活動の取り組みとして、営業店ロビーを本の展示スペースとして提供しております。

<高い株主価値>

- ① 安定配当を基本方針としつつ、株主価値の向上を実現するため、平成27年3月期の期末配当を1円増配し、1株当りの年間配当を8円といたしました。また、平成28年3月期の配当につきましては、本株主総会第1号議案として、期末配当を1円増配し、1株当りの年間配当を9円とすることを提案させていただきます。

### <顧客満足の向上>

- ① 宮崎市中心市街地の賑わい創出に貢献するため、橘通支店1階キャッシュサービスコーナーの一部を賃貸し、コンビニエンスストアがオープンいたしました。コンビニエンスストアが銀行施設内に出店することは全国的にも珍しく、さらなるお客さまの利便性向上を図るため、橘通支店ATMの利用時間も平日24：00まで延長いたしました。
- ② 平成27年度は店舗外ATMを「ニトリモール宮崎（宮崎市）」、「日向病院（日向市）」、「鮮ど市場南宮崎店（宮崎市）」、「フーデリー霧島店（宮崎市）」、「ながの屋霧島店（宮崎市）」、「スーパーとむら吾田店（日南市）」の6カ所に新設いたしました。引き続き、お客さまの利便性向上につながるATMの設置を行ってまいります。

### 当行が対処すべき課題

経営環境は、少子高齢化に伴う人口減少や、企業の後継者不在による休廃業・解散の増加という中長期的な課題に加え、マイナス金利政策の導入や他金融機関との競争激化など、厳しさを増してきております。

将来の働き手の減少に歯止めをかけるためにも、女性が活躍する機会を創出・拡大するなど、地方創生への取り組みを強化してまいります。

また、事業性評価を活用し、地元企業の事業が円滑にバトンタッチできるようサポートしていくことで、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

今年度は中期経営計画「Challenge No.1」の最終年度となります。預金・貸出金のボリューム増加とともに、金利競争ではなく業務品質による差別化を図りながら、さらに収益性を高め健全性の高い銀行を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預	金	18,530	19,325	20,426	21,448
	定期性預金	6,002	6,288	6,774	7,305
	その他	12,527	13,036	13,652	14,142
貸	出金	14,337	15,490	16,675	17,679
	個人向け	3,573	3,868	4,272	4,829
	中小企業向け	6,125	6,838	7,556	7,806
	その他	4,639	4,783	4,846	5,042
商品有価証券		△0	—	—	—
有	価証券	6,359	6,788	7,763	7,715
	国債	2,606	2,907	2,881	3,118
	その他	3,753	3,880	4,881	4,596
社債		120	270	270	150
総資産		22,132	23,315	26,141	27,645
内国為替取扱高		158,510	167,189	175,098	183,353
外国為替取扱高		百万ドル 258	百万ドル 273	百万ドル 259	百万ドル 254
経常利益		百万円 7,955	百万円 9,687	百万円 11,930	百万円 15,305
当期純利益		百万円 5,204	百万円 6,831	百万円 6,187	百万円 9,736
1株当たり当期純利益		円 銭 29 54	円 銭 39 74	円 銭 36 22	円 銭 56 98

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益		百万円 47,661	百万円 48,291	百万円 51,016	百万円 53,929
経常利益		百万円 8,821	百万円 10,631	百万円 12,808	百万円 15,921
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 5,250	百万円 6,876	百万円 6,238	百万円 9,804
包括利益		百万円 12,250	百万円 7,234	百万円 17,138	百万円 5,191
純資産額		1,163	1,184	1,325	1,360
総資産		22,235	23,427	26,243	27,748

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

**(3) 使用人の状況**

	当年度末	前年度末
使用人数	1,480人	1,484人
平均年齢	38年6月	38年6月
平均勤続年数	15年5月	15年6月
平均給与月額	360千円	354千円

- (注) 1. 使用人数は在籍者ベースで記載しております。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
 4. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

**(4) 営業所等の状況**

## イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
宮崎県	85カ店 (うち出張所23カ所)	85カ店 (うち出張所23カ所)
鹿児島県	6 ( — )	6 ( — )
大分県	1 ( — )	1 ( — )
熊本県	1 ( — )	1 ( — )
福岡県	1 ( — )	1 ( — )
大阪府	1 ( — )	1 ( — )
東京都	1 ( — )	1 ( — )
合計	96 ( 23 )	96 ( 23 )

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を120カ所（前年度末116カ所）設置しております。

- . 当年度新設営業所  
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を6カ所新設し、2カ所廃止いたしました。

(新設店舗外現金自動設備)	(廃止店舗外現金自動設備)
ニトリモール宮崎出張所	青葉町出張所
日向病院出張所	昭和町出張所
フーデリー霧島店出張所	
ながの屋霧島店出張所	
鮮ど市場南宮崎店出張所	
スーパーとむら吾田店出張所	

- ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

- イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,067
---------	-------

- ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
都城営業部 新築工事	612
営業店端末集中サーバ更改	348
行内LAN更改機器	231
油津支店 新築工事	221

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

## イ. 親会社の状況

該当ありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
宮銀ビジネスサービス株式会社	宮崎市橘通東一丁目7番4号	当行委託のビルの清掃・警備および設備の保守・点検・管理業務	昭和54年11月1日	10	100.00	—
宮銀コンピューターサービス株式会社	宮崎市高千穂通一丁目5番14号	コンピューターによる事務処理の受託、ソフトウェア開発、コンサルティング等	昭和63年4月1日	10	2.50	—
宮銀リース株式会社	宮崎市橘通東一丁目7番4号	機械・設備リース、各種ファイナンス等	昭和51年10月26日	50	5.55	—
宮銀ベンチャーキャピタル株式会社	宮崎市橘通東四丁目3番5号	ニュービジネス育成・強化の支援等	平成8年4月1日	10	2.50	—
宮銀保証株式会社	宮崎市橘通東一丁目7番4号	各種消費者ローン等の保証業務	昭和48年3月26日	20	—	—
宮銀カード株式会社	宮崎市高千穂通二丁目5番32号	クレジットカード業務、保証業務	平成15年12月4日	80	90.00	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. セブン銀行、イーネットおよびローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金等のサービスを行っております。
6. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、宮崎銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成23年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小池 光一	取締役会長（代表取締役）		
平野 亘也	取締役頭取（代表取締役） 監査部、秘書室	一般財団法人みやぎん 経済研究所理事長	
原口 哲二	常務取締役 営業本部（営業統括部、個人金融部、国際部）、総務部		
関本 泰三	常務取締役 人事部、審査部、市場金融部、品質向上推進室		
杉田 浩二	常務取締役 経営企画部、リスク統括部、事務統括部、グループ会社		
大坪 泰三	取締役鹿児島営業部長		
星原 一弘	取締役都城営業部長		
河内 克典	取締役経営企画部長兼収益管理室長		
山田 知樹	取締役本店営業部長兼江平支店長		
日野 直彦	社外取締役	日野直彦法律事務所 所長	
山内 純子	社外取締役	株式会社ミクニ 社外監査役	
矢野 憲男	常任監査役（常勤）		
梅崎 裕一	常勤監査役		
山下 健次	社外監査役		
島津 久友	社外監査役	島津山林株式会社 代表取締役 株式会社島津茶園 代表取締役 株式会社ハンズマン 社外監査役	
(当年度中に退任した役員)			
矢野 憲男	常務取締役		平成27年6月25日 辞任
馬場 直澄	常任監査役（常勤）		平成27年6月25日 辞任
浜野 崇好	社外監査役		平成27年6月25日 任期満了

- (注) 1. 取締役 日野直彦、山内純子、監査役 山下健次、島津久友は、独立役員に指定しております。  
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものではありません。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役	12名	(68) 228 (うち報酬以外の金額822千円)
監査役	6名	(8) 65 (うち報酬以外の金額 一千円)
計	18名	(77) 294 (うち報酬以外の金額822千円)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 支給人数には、第130期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名を含んでおります。  
 3. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については年額230百万円、監査役については年額90百万円であります。また、第128期定時株主総会で定められた取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の限度額は、上記とは別枠にて年額70百万円であります。  
 4. 報酬等には、役員賞与引当金繰入額40百万円（取締役31百万円、監査役8百万円）、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額37百万円を含んでおり、その合計額を括弧内に内書きしております。  
 5. 上記のほかに、使用人兼務取締役の使用人としての報酬68百万円（うち報酬以外の金額346千円）を支給しております。  
 6. 上記のほかに、第128期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役1名に対し42百万円、退任監査役2名に対し12百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
日 野 直 彦 (取締役)	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
山 内 純 子 (取締役)	同 上
山 下 健 次 (監査役)	同 上
島 津 久 友 (監査役)	同 上

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
日野直彦 (取締役)	日野直彦法律事務所 所長
山内純子 (取締役)	株式会社ミクニ社外監査役
山下健次 (監査役)	兼職等はありません
島津久友 (監査役)	島津山林株式会社 代表取締役 株式会社島津茶園 代表取締役 株式会社ハンズマン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 日野直彦、山内純子、監査役 山下健次、島津久友は、独立役員に指定しております。  
2. 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
日野直彦 (取締役)	平成26年 6月26日 ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回出席している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業年度開催の取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・公正性を確保するため、必要に応じ提言を行っている。</li> </ul>
山内純子 (取締役)	平成27年 6月25日 ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役就任後に開催された11回の取締役会のうち8回出席している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役就任後に開催された取締役会に出席し、主に顧客満足度向上、女性登用推進の観点から必要に応じ提言を行っている。</li> </ul>
山下健次 (監査役)	平成26年 6月26日 ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業年度に開催された15回の取締役会のうち15回出席している。</li> <li>・当事業年度に開催された19回の監査役会のうち19回出席している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業年度の取締役会および監査役会に出席し、地方行政等の経験や幅広い見識から、必要に応じ提言を行っている。</li> </ul>
島津久友 (監査役)	平成27年 6月25日 ～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役就任後に開催された11回の取締役会のうち10回出席している。</li> <li>・監査役就任後に開催された13回の監査役会のうち12回出席している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役就任後に開催された取締役会および監査役会に出席し、金融機関等での勤務経験、また企業経営者としての豊富な経験・実績による幅広い見識から、必要に応じて提言を行っている。</li> </ul>

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの 報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	5名	(3) 20	—

- (注) 1. 報酬等には、役員賞与引当金繰入額3百万円を含んでおり、括弧内に内書きしております。
2. 支給人数には、第130期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記のほかに、第128期定時株主総会の決議に基づき、退任監査役1名に対し3百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 297,100千株  
発行済株式の総数 176,334千株（うち自己株式5,472千株）

(2) 当年度末株主数 7,254名

#### (3) 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	5,981	3.50
宮崎銀行従業員持株会	4,748	2.77
株式会社福岡銀行	4,578	2.67
日本生命保険相互会社	4,415	2.58
明治安田生命保険相互会社	4,402	2.57
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	3,998	2.33
株式会社鹿児島銀行	3,869	2.26
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,796	2.22
株式会社肥後銀行	3,605	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	3,203	1.87

- (注) 1. 上記のほか、当行名義の自己株式5,472千株があります。  
2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式（5,472千株）を控除して計算しております。  
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 新株予約権の割当日 平成25年7月31日 ② 新株予約権の数 951個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 95,100株 ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	5名
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 新株予約権の割当日 平成26年7月31日 ② 新株予約権の数 1,055個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 105,500株 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日から平成56年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	7名
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 新株予約権の割当日 平成27年7月31日 ② 新株予約権の数 1,066個 ③ 目的となる株式の種類および数 当行普通株式 106,600株 ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成57年7月31日まで ⑤ 権利行使価格 1株当たり1円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。	9名
監査役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松 嶋 敦 指定有限責任社員 只 隈 洋 指定有限責任社員 城 戸 昭博	52	(非監査業務) システムに係る業務委託に関する報酬が1百万円あります。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は53百万円であります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および同条第2項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が職業的専門家として適切な監査を実施しているかにつき、監査役が適宜監視を行うとともに、会計監査人の解任または不再任の決定に関し、その職務遂行の状況などから検討いたします。監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあるなど当行監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任に必要な手続きを行います。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

### 【内部統制に関する基本方針】

1. 当行の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
以下により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
  - (1) コンプライアンス態勢として「法令等遵守方針」、法令等遵守基準として「行動憲章」を設け、コンプライアンス態勢に係る規程として「法令等遵守規程」、手順書として「法令等遵守マニュアル」を定める。
  - (2) コンプライアンスの徹底を図るため、リスク統括部に「法務室」を設置し、コンプライアンスに係る統括部署として位置付け、コンプライアンスに関する情報等の一元管理を行い、定期的に「法令等遵守委員会」を開催して「取締役会」に付議・報告する態勢とする。
  - (3) 反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
以下により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うものとする。
  - (1) 法令および別途定める社内規則の規程に基づき、取締役会議事録ほかその重要度に応じて、決裁文書等の経営情報文書（電磁的記録を含むものとする）を関連資料とともに保存する。
  - (2) 前項に定める文書の保存期間および保存場所は、法令および別途定める社内規則の規程に基づき定める。
3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当行のリスク管理を体系的に定めた「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」を制定し、経営の健全性の確保と収益性の向上に取り組む。多様化・高度化するリスクを統一的に管理する部署としてリスク統括部を設置し、情報管理についてもリスク統括部内に情報管理室を設け、セキュリティを確保する。またリスク管理委員会を設置し、リスク全般に関して審議を行い経営の健全性の向上に努める。  
リスク管理の規程では、全てのリスク管理の基本となるリスク管理基本方針に基づき、「統合的リスク管理規程」「自己資本管理規程」「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」「流動性リスク管理規程」「オペリスク管理規程」「事務リスク管

理規程」「システムリスク管理規程」「情報セキュリティ・リスク管理規程」「法務リスク管理規程」「人的リスク管理規程」「有形資産リスク管理規程」「風評リスク管理規程」を定める。また情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な管理手法を「情報セキュリティ基本規程」に定める。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務執行の効率化を図るため、常務会、担当取締役制などの体制を整備する。また取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5. 当行の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
以下により、従業員の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
  - (1) 行是綱要を企業活動の根本理念とし、従業員向けには「就業規則並びに付属規程」を定め、実際の行動の際の指針とする。
  - (2) 取締役会がコンプライアンスに関する年度（または半期）計画を策定し、これに沿ってリスク統括部法務室および各業務所管部が従業員教育を展開するとともに、各部署の日常的な活動状況のチェックおよび指導を実施する。
  - (3) リスク統括部法務室を事務局とするコンプライアンスに係るリスク・ホットライン（内部通報制度）を設け、当行役職員およびその他の人材派遣社員が、リスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に通報、相談できる仕組みとする。
  - (4) リスク統括部および監査部は、日頃から連携して、全行のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたる。
6. 次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当行を含む銀行グループにおける業務の適正は、以下により確保する。
  - (イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
    - (1) 当行は、「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に対して、業績や財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づける。
    - (2) 当行は、グループ会社の経営状況等を協議するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
  - (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (1) 当行は、「グループ会社リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、グループ会社のリスクを適切に管理・監視する。

- (2) 当行は、グループ会社に対して、リスクカテゴリー別の管理状況について、定期的な報告を義務づける。
  - (3) 「内部監査規程」に基づき、監査部がグループ会社のリスク管理の状況、規程等の遵守状況、社内検査の状況等について監査する。
  - (4) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況について、リスク管理委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
- (ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当行の取締役からグループ会社担当取締役を決め、事業の総括的な管理を行う体制とする。
  - (2) 当行との連携を密にし、当行の経営方針を徹底するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
- (ニ) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当行は、グループ会社に対して、当行の「法令等遵守方針」に則り「法令等遵守規程（マニュアル）」を作成し、その遵守状況について、定期的に報告することを義務づける。
  - (2) リスク統括部は、グループ会社の法令等遵守状況について、法令等遵守委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事案が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
  - (3) グループ会社のリスク・ホットラインについては、グループ会社の役職員が、当行のコンプライアンス部門であるリスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に通報、相談できる制度を設ける。
  - (4) 当行およびグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定める。
7. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、経営執行部門と独立した監査役の職務を補助する監査役スタッフをおくものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役および使用人は、前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査役会の同意を得るものとする。

9. 次に掲げる当行の監査役への報告に関する体制

(イ) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役および使用人は、社内規程等に基づき、監査役に対し、法定事項以外にも法令等遵守およびリスク管理上重要な事項については報告するものとする。
- (2) 監査部は、グループ会社を含めた監査の結果について、監査役に対し定期的に報告するものとする。
- (3) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況や法令等遵守状況も含めて、監査役の参加するリスク管理委員会、法令等遵守委員会、取締役会に定期的に付議または報告する。また、各部署は、グループ会社に関する事項も含め、社内規程等に定められた事項、重要な事項につき、監査役に直接報告するものとする。

(ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

リスク統括部法務室は、リスク・ホットラインに基づき通報された内容およびその調査結果について、監査役の参加する法令等遵守委員会において定期的に報告する。また、重要な事案が発生した場合、必要に応じて監査役に対し直接報告するものとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

リスク・ホットライン規程に基づき、通報者等（通報者に協力した者および調査に積極的に協力した者を含む）に対して、相談または通報したことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取扱い（懲戒処分、降格、減給等）も行わない。

11. 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等の支払いのため、毎年、一定額の予算を設ける。

12. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識を深めるよう努力するものとする。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. コンプライアンス

当行グループの全役職員を対象とし、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修や会議体での説明を適宜実施するほか、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの徹底に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識向上への取り組みを継続的に行っております。

### 2. 内部監査

「内部監査規程」、「内部監査計画」に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施しております。

### 3. リスク管理体制

「内部管理基本方針」、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理の統括部署および各リスク管理担当部署を明確に定めております。また、各リスクに適時・適切に対応するため、法令等遵守委員会やリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、相互牽制機能を十分に発揮するとともに、リスク管理体制の充実を図っております。

### 4. その他

平成27年5月1日施行の会社法改正に対応し、同年4月の取締役会決議により、「内部統制に関する基本方針」を一部改定しております。

また、同年5月に判明した元行員による不祥事件を踏まえ、再発防止に向けた内部統制システムの一層の体制強化を図るため、リスク・ホットライン（内部通報制度）規程の改定を行い、同年10月の取締役会において当方針の一部改定を決議するなど、必要に応じ適時見直しを実施しております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

該当ありません。





第131期 (平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,697	8,771	21	8,793
当期変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	14,697	8,771	21	8,792

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	6,473	66,401	5,033	77,908	△1,702	99,696
当期変動額						
剰余金の配当			△1,452	△1,452		△1,452
別途積立金の積立		2,800	△2,800	—		—
当期純利益			9,736	9,736		9,736
自己株式の取得					△5	△5
自己株式の処分					13	13
土地再評価差額金の取崩			137	137		137
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	2,800	5,621	8,421	8	8,429
当期末残高	6,473	69,201	10,654	86,329	△1,694	108,125

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25,271	3,062	28,334	61	128,091
当期変動額					
剰余金の配当					△1,452
別途積立金の積立					—
当期純利益					9,736
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					13
土地再評価差額金の取崩					137
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3,494	△13	△3,508	27	△3,480
当期変動額合計	△3,494	△13	△3,508	27	4,948
当期末残高	21,776	3,049	24,825	88	133,039

# 連結計算書類

## 第131期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	186,358	預 譲 渡 性 預 金	2,138,779
コールローン及び買入手形	350	コールマネー及び売渡手形	180,466
買入金銭債権	180	債券貸借取引受入担保金	67,697
金銭の信託	8,000	借 用 金	111,990
有 価 証 券	771,435	外 国 為 替	90,861
貸 出 金	1,763,477	社 債	15
外 国 為 替	2,256	そ の 他 負 債	15,000
リース債権及びリース投資資産	9,005	役 員 賞 与 引 当 金	10,920
そ の 他 資 産	15,533	退 職 給 付 に 係 る 負 債	40
有 形 固 定 資 産	23,890	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15,851
建 物	8,081	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
土 地	13,854	偶 発 損 失 引 当 金	353
建 設 仮 勘 定	117	繰 延 税 金 負 債	134
その他の有形固定資産	1,836	繰 延 税 金 負 債	1,459
無 形 固 定 資 産	2,202	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,334
ソ フ ト ウ ェ ア	2,115	支 払 承 諾	2,953
その他の無形固定資産	86	負 債 の 部 合 計	2,638,871
繰 延 税 金 資 産	269	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	2,953	資 本 金	14,697
貸 倒 引 当 金	△11,035	資 本 剰 余 金	8,796
投 資 損 失 引 当 金	△0	利 益 剰 余 金	87,057
資 産 の 部 合 計	2,774,877	自 己 株 式	△1,694
		株 主 資 本 合 計	108,857
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,776
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,049
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△4,362
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	20,463
		新 株 予 約 権	88
		非 支 配 株 主 持 分	6,596
		純 資 産 の 部 合 計	136,005
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,774,877

# 第131期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		53,929
資金運用収益	34,558	
貸出金利息	25,244	
有価証券利息配当金	9,151	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
預け金利息	19	
その他の受入利息	109	
役務取引等収益	7,855	
その他の業務収益	6,839	
その他の経常収益	4,676	
貸倒引当金戻入益	516	
償却債権取立益	177	
その他の経常収益	3,981	
経常費用		38,007
資金調達費用	2,014	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	267	
コールマネー利息及び売渡手形利息	69	
債券借取引支払利息	190	
借入金利息	127	
社債利息	225	
その他の支払利息	540	
役務取引等費用	3,831	
その他の業務費用	5,109	
営業経費用	25,960	
その他の経常費用	1,090	
その他の経常費用	1,090	
経常利益		15,921
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		188
固定資産処分損失	168	
その他の特別損失	20	
税金等調整前当期純利益		15,736
法人税、住民税及び事業税	4,525	
法人税等調整額	1,075	
法人税等合計		5,601
当期純利益		10,134
非支配株主に帰属する当期純利益		330
親会社株主に帰属する当期純利益		9,804

第131期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
当期首残高	14,697	8,793	78,568	△1,702	100,356	25,271
当期変動額						
剰余金の配当			△1,452		△1,452	
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,804		9,804	
自己株式の取得				△5	△5	
自己株式の処分		△0		13	13	
連結子会社に対する 持分変動に伴う資本 剰余金の増減		3			3	
土地再評価差額金の取崩			137		137	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△3,494
当期変動額合計	—	2	8,489	8	8,500	△3,494
当期末残高	14,697	8,796	87,057	△1,694	108,857	21,776

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	3,062	△2,790	25,543	61	6,622	132,583
当期変動額						
剰余金の配当						△1,452
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,804
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						13
連結子会社に対する 持分変動に伴う資本 剰余金の増減						3
土地再評価差額金の取崩						137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13	△1,572	△5,080	27	△25	△5,078
当期変動額合計	△13	△1,572	△5,080	27	△25	3,421
当期末残高	3,049	△4,362	20,463	88	6,596	136,005

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 宮崎銀行  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松嶋 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只隈 洋一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸 昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社宮崎銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 宮崎銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松嶋 敦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只隈 洋一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸 昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社宮崎銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。なお、平成27年5月に元行員による不祥事件が判明したことに伴い、取締役会において再発防止策を決定し改善強化が図られていることを確認しております。今後とも、再発防止策の実施状況を注視してまいります。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 宮崎銀行 監査役会

常任監査役（常勤） 矢野 憲 男 ㊟

常勤監査役 梅崎 裕 一 ㊟

社外監査役 山下 健 次 ㊟

社外監査役 島津 久 友 ㊟

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化、充実のため内部留保の確保に努めつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績ならびに経営環境等を総合的に勘案するとともに、株主の皆さまの株主価値向上のご要望にお応えるため、当期中間配当金に比べ1株につき1円増額し5円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は1株につき9円となります。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき金5円 総額 854,307,015円
  - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月27日
2. 剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 8,200,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 8,200,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 提案の理由
  - (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。また改正会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を実施できる旨、規定の新設並びに現行規定の一部変更、重複規定の削除を行うものであります。
  - (2) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更については、各監査役の同意を得ております。

- (3) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。  
 2. 変更の内容  
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (記載省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (記載省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (記載省略) (自己の株式の取得)	第6条 (現行どおり) (削除)
<u>第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第12条 (記載省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第20条 (記載省略)	第12条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当銀行の取締役は、<u>13</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 (記載省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> (記載省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2</u> 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当銀行の取締役は、<u>18</u>名以内とする。 <u>2</u> <u>当銀行の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）とを区別して行う。</u></p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第24条 代表取締役は、取締役会の決議によつて選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によつて <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 選定する。
2 (記載省略)	2 (現行どおり)
3 取締役会は、その決議によつて取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。	3 取締役会は、その決議によつて <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。
4 (記載省略)	4 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第25条 (記載省略) (新設)	(取締役の報酬等) 第24条 (現行どおり)
(取締役会の構成及び権限) 第26条 取締役会は、取締役全員をもつて組織し、 <u>業務執行を決定する</u> 。	<u>2 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。</u>
(取締役会の招集) 第27条 取締役会の招集は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、 <u>緊急の必要があるときはこれを短縮することができる</u> 。	(取締役会の構成) 第25条 取締役会は、取締役全員をもつて組織する。
第28条 (記載省略)	(取締役会の招集) 第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
(取締役会の決議の省略) 第29条 当銀行は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第27条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第28条 当銀行は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の数)</u></p> <p>第31条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 <u>当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p>第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)  <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(補欠の監査役)  <u>第35条 会社法第329条第2項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  <u>2 補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の構成)  <u>第36条 監査役会は、監査役全員をもって組織する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)  <u>第37条 監査役会の招集は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の運営)  <u>第38条 監査役会の細目についての規定は、別に監査役会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役及び常任監査役)  <u>第39条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。又、必要に応じ常勤監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(社外監査役との責任限定契約)	(削除)
<u>第40条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の構成)</u>
	<u>第31条</u> 監査等委員会は、監査等委員全員をもって組織する。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u>
	<u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の運営)</u>
	<u>第33条</u> 監査等委員会の細目については、別に監査等委員会の決議によって定める。
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第34条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
<u>第6章 会計監査人</u>	<u>第6章 会計監査人</u>
<u>第41条～第42条</u> (記載省略) (会計監査人の報酬等)	<u>第35条～第36条</u> (現行どおり) (会計監査人の報酬等)
<u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	<u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
<u>第7章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
<u>第44条</u> (記載省略)	<u>第38条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第45条 当銀行は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第46条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>(新設)</p> <p>第47条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第39条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第40条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。</u></p>

**第3号議案** 監査等委員でない取締役9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（11名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	こいけ こういち <b>小池 光一</b> (昭和22年11月30日)	昭和45年5月 日本銀行入行 平成12年5月 日本銀行理事 平成14年6月 日本銀行理事退任 平成14年6月 NTTデータシステム技術(株) 代表取締役会長 平成17年5月 NTTデータシステム技術(株) 代表取締役会長退任 平成17年6月 当行専務取締役 平成19年6月 当行代表取締役副頭取 平成20年6月 当行代表取締役頭取 平成27年6月 当行代表取締役会長 現在に至る	30,661株

**取締役候補者とした理由**

日本銀行において要職を歴任し、平成12年に理事に就任。平成17年に当行入行後は専務・副頭取を経て、平成20年から頭取を務めるなど、金融における豊富な業務経験と、経営全般に関する知見を有しているため、取締役として選任。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	ひらの のぶ や 平野 亘也 (昭和27年6月12日)	昭和50年4月 当行入行 平成16年6月 審査部次長 平成17年6月 延岡支店長 平成19年6月 当行取締役経営企画部長 兼収益管理室長 平成22年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成23年6月 当行常務取締役 平成24年6月 当行専務取締役 平成25年6月 当行代表取締役専務 平成27年6月 当行代表取締役頭取 現在に至る  (担当) 監査部、秘書室 (重要な兼職の状況) 一般財団法人みやぎん経済研究所理事長	44,392株

## 取締役候補者とした理由

国際部門・審査部門・経営企画部門を経て、平成24年から専務を務める等、当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しているため、取締役として選任。

3	はら ぐち てつ じ 原口 哲二 (昭和31年8月13日)	昭和54年4月 当行入行 平成18年6月 営業統括部主任調査役 平成20年6月 西都支店長 平成22年6月 大淀支店長 平成23年6月 当行取締役鹿児島営業部長 平成23年10月 当行取締役鹿児島営業部長 兼国分支店開設準備室長 平成24年4月 当行取締役鹿児島営業部長 平成26年6月 当行常務取締役 平成27年6月 当行常務取締役 営業統括部長兼個人ローン推進室長 兼事業承継・M&A支援室長 現在に至る  (担当) 営業本部(営業統括部・個人金融部・国際部)、総務部	20,590株
---	-------------------------------------	---	---------

## 取締役候補者とした理由

当行の営業戦略部門を主導・統括し、収益の多様化・安定化に十分な実績を有する。引続き法人・個人営業における主導的な役割発揮を期待し、取締役として選任。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	せきもと たいぞう 関本 泰三 (昭和32年8月6日)	昭和55年4月 当行入行 平成14年1月 秘書室秘書役 平成16年1月 青葉町支店長 平成18年4月 人事部主任調査役 平成20年6月 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 平成22年6月 審査部長 平成24年6月 当行取締役本店営業部長 平成25年4月 当行取締役本店営業部長兼江平支店長 平成26年6月 当行取締役経営企画部長兼収益管理室長 平成27年6月 当行常務取締役 現在に至る  <b>(担当)</b> 人事部、審査部、市場金融部、品質向上推進室	18,534株

**取締役候補者とした理由**

当行重要拠点での支店長を歴任するとともに、人事部門・審査部門・経営企画部門を経て、当行における貸出を含めた資産の質の向上と人財育成に豊富な知見を有しているため、取締役として選任。

5	すぎた こうじ 杉田 浩二 (昭和33年10月22日)	昭和56年4月 当行入行 平成12年2月 妻ヶ丘支店長 平成12年6月 妻ヶ丘支店長兼一万城支店長 平成15年6月 営業統括部営業店指導役 平成18年6月 鹿児島南支店長 平成20年6月 営業支援部長 平成22年6月 営業統括部長兼営業支援部長 平成23年4月 営業統括部長 平成24年6月 当行取締役経営企画部長兼収益管理室長 平成26年6月 当行取締役本店営業部長兼江平支店長 平成27年6月 当行常務取締役 現在に至る  <b>(担当)</b> 経営企画部、リスク統括部、事務統括部、グループ会社	17,013株
---	-----------------------------------	---	---------

**取締役候補者とした理由**

国際部門・営業戦略部門・経営企画部門・最重要拠点である宮崎地区の統括を経て、当行における営業戦略・経営戦略に豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	おお つぼ たい ぞう <b>大坪 泰三</b> (昭和34年2月28日)	昭和57年4月 当行入行 平成13年6月 加納支店長 平成15年5月 鹿児島支店次長 平成18年4月 青葉町支店長 平成20年6月 祇園町支店長 平成23年4月 小林支店長 平成24年6月 審査部長 平成26年3月 理事審査部長 平成26年6月 当行取締役鹿児島営業部長 現在に至る	3,368株

**取締役候補者とした理由**

当行重要拠点での支店長を歴任し、豊富な営業経験を有するとともに、審査部門を経て、与信管理においても豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

7	ほし はら かず ひろ <b>星原 一弘</b> (昭和35年2月7日)	昭和57年4月 当行入行 平成14年1月 福岡支店次長 平成17年6月 大工町支店長 平成20年6月 県庁支店長 平成22年6月 東京支店長 兼経営企画部東京事務所長 平成24年6月 人事部長兼品質向上推進室長 平成26年4月 人事部長 平成26年6月 当行取締役都城営業部長 現在に至る	19,627株
---	--	---	---------

**取締役候補者とした理由**

当行重要拠点での支店長を歴任し、豊富な営業経験を有するとともに、人事部門を経て、人材育成においても豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
8	かわち かつのり 河内 克典 (昭和35年5月21日)	昭和58年4月 当行入行 平成16年1月 秘書室秘書役 平成18年1月 証券国際部調査役 平成19年4月 昭和町支店長 平成20年6月 経営企画部主任調査役 平成23年6月 個人金融部長 平成25年4月 証券国際部長 平成26年4月 市場金融部長 平成27年6月 当行取締役経営企画部長 兼収益管理室長 現在に至る	6,426株

**取締役候補者とした理由**

市場部門、経営企画部門での経験を活かし、当行の経営管理高度化に向けて主導的な役割発揮を期待し、取締役として選任。

9	やまだ ともき 山田 知樹 (昭和35年4月30日)	昭和58年4月 当行入行 平成16年4月 中央市場支店長 平成18年4月 東京支店次長 平成21年6月 佐土原支店長 平成23年6月 福岡支店長 平成24年6月 営業統括部長 平成26年4月 営業統括部長兼個人ローン推進室長 兼事業承継・M&A支援室長 平成27年6月 当行取締役本店営業部長 兼江平支店長 現在に至る	6,702株
---	----------------------------------	---	--------

**取締役候補者とした理由**

当行重要拠点での支店長を歴任し、豊富な営業経験を有することから、営業組織の更なる活性化等の役割発揮を期待し、取締役として選任。

- (注) 1. 平野亘也氏は、一般財団法人みやぎん経済研究所の理事長を兼務しており、当行と同研究所との間には経済動向誌購入等の取引があります。  
2. その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

**第4号議案** 監査等委員である取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員（4名）は会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	<b>新任</b> やの のりお <b>矢野 憲男</b> (昭和28年12月18日)	昭和51年4月 当行入行 平成14年1月 都城北支店長兼都城市場支店長 平成14年11月 都城北支店長 平成16年1月 リスク管理部長兼情報管理室長 平成19年4月 リスク統括部長兼情報管理室長 平成20年6月 当行取締役都城営業部長 平成22年6月 当行取締役経営企画部長 兼収益管理室長 平成23年4月 当行常務取締役経営企画部長 兼収益管理室長 平成24年6月 当行常務取締役 平成27年6月 当行常任監査役（常勤） 現在に至る	63,827株

**監査等委員である取締役候補者とした理由**

経営企画部門・リスク統括部門における幅広い経験と、財務・会計分野に適切な知見を有しており、監査機能の強化と取締役会、経営陣に対する能動的・積極的な権限行使を期待し、監査等委員として選任。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	<p><b>新任</b> うめざき ゆういち <b>梅崎 裕一</b> (昭和31年8月12日)</p>	<p>昭和54年4月 当行入行 平成12年6月 土々呂支店長 平成12年9月 土々呂支店長兼一ヶ岡支店長 平成14年7月 土々呂支店長 平成14年10月 審査部審査役 平成18年4月 都城北支店長 平成20年6月 監査部長 平成21年6月 人事部長 平成23年4月 人事部長兼品質向上推進室長 平成23年6月 当行取締役人事部長 兼品質向上推進室長 平成24年6月 当行取締役都城営業部長 平成26年6月 当行常勤監査役 現在に至る</p>	34,435株

**監査等委員である取締役候補者とした理由**

市場部門・人事部門・監査部門における知見と、豊富な支店長経験を有することから、取締役会、経営陣に対する能動的・積極的な権限行使を期待し、監査等委員として選任。

3	<p><b>新任</b> <b>社外取締役</b> やました けんじ <b>山下 健次</b> (昭和25年9月6日)</p>	<p>昭和48年4月 宮崎県庁入庁 平成15年8月 宮崎県庁総務部参事兼人事課長 平成18年4月 宮崎県庁病院局次長兼経営管理課長 平成20年4月 宮崎県庁総務部長 平成22年4月 宮崎県庁県民政策部長 平成23年3月 宮崎県庁退職 平成23年7月 宮崎県信用保証協会会長就任 平成26年4月 宮崎県信用保証協会会長退任 平成26年6月 当行社外監査役 現在に至る</p>	2,711株
---	---	--	--------

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

宮崎県庁で要職を歴任し、また宮崎県信用保証協会会長職の経験から、県内の中小企業の経済状況や動向にも精通しており、その経験、見識により経営の監視機能を発揮していただくため、監査等委員として選任。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	<p><b>新任</b>  <b>社外取締役</b>            やまうち じゅんこ  <b>山内 純子</b>            (昭和24年9月13日)</p>	昭和45年1月 全日本空輸(株)入社 平成14年4月 全日本空輸(株) 客室本部東京客室部部长 平成16年4月 全日本空輸(株) 執行役員客室本部長 平成18年4月 全日本空輸(株) 上席執行役員客室本部長 平成19年6月 全日本空輸(株) 取締役執行役員客室本部長 平成21年4月 (株)ANA総合研究所 取締役副社長 平成22年4月 ANAラーニング(株)取締役会長 平成24年4月 ANAラーニング(株)顧問 平成25年3月 ANAラーニング(株)顧問退任 平成27年6月 当行社外取締役就任 平成27年6月 (株)ミクニ社外監査役就任 (現職) 現在に至る <b>(重要な兼職の状況)</b> (株)ミクニ社外監査役	1,170株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

全日本空輸(株)などで要職を歴任し、幅広い経験や知識を有しており、外部から見た経営全般に関する助言や、当行初めての女性役員として女性の登用推進についても有益な助言をいただけることを期待し、監査等委員として選任。

5	<p><b>新任</b>  <b>社外取締役</b>            しまづ ひさとむ  <b>島津 久友</b>            (昭和33年9月26日)</p>	昭和56年4月 農林中央金庫入庫 平成14年7月 農林中金全共連 アセットマネジメント(株)出向 平成19年4月 農林中央金庫退職 平成19年5月 島津山林(株)・(株)島津茶園 常務取締役就任 平成21年9月 島津山林(株)代表取締役就任 (現職) 平成23年9月 (株)ハンズマン社外監査役就任 (現職) 平成25年6月 (株)島津茶園代表取締役就任 (現職) 平成27年6月 当行社外監査役就任 現在に至る <b>(重要な兼職の状況)</b> (株)ハンズマン社外監査役	33,234株
---	--	--	---------

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

金融機関等での幅広い経験、実績があり、また、代表者として会社経営に関する知見も有しており、外部から見た経営全般に関する助言をいただけることを期待し、監査等委員として選任。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	<p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>はぎもと しげき <b>萩元 重喜</b> (昭和27年8月16日)</p>	<p>昭和61年4月 弁護士登録</p> <p>昭和61年4月 萩元法律事務所開設</p> <p>平成17年4月 宮崎県弁護士会会長就任</p> <p>平成18年3月 宮崎県弁護士会会長退任</p> <p>平成26年6月 宮崎銀行補欠監査役選任 現在に至る</p>	0株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

弁護士として法令等に関する専門的知見を有しており、その経験、見識を当行の経営に活かしていたため、監査等委員として選任。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山下健次氏、山内純子氏、島津久友氏、萩元重喜氏は、社外取締役候補者であります。なお、萩元重喜氏は、当行との間で顧問弁護士契約を締結していましたが、平成28年5月31日をもって本契約を解消しております。
3. 当行は、山下健次氏、山内純子氏、島津久友氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。山下健次氏、山内純子氏、島津久友氏、萩元重喜氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、山下健次氏、山内純子氏、島津久友氏と責任限定契約を改めて締結し、萩元重喜氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
4. 山内純子氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 山内純子氏は東京証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出ており、山下健次氏、島津久友氏は東京証券取引所に対し、独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、あらかじめ3氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。なお、萩元重喜氏につきましては、本議案が承認された場合、東京証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。

**第5号議案** 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会において、取締役の報酬額（確定金額報酬および役員賞与）について年額230百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額（確定金額報酬および役員賞与）を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内に定めることとし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与および賞与は含まれないものといたします。

監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の取締役は11名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会において、監査役の報酬額（確定金額報酬および役員賞与）について年額90百万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額（確定金額報酬および役員賞与）を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内に定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第7号議案** 監査等委員でない取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条の規定に基づき、第5号議案でご承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額70百万円以内の範囲で割り当てるため、内容につきましてご承認をお願いするものであります。

具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役への報酬等の支給時期、配分等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の取締役（社外取締役を除きます。）は9名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は9名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数
  - (1) 新株予約権の総数  
4,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限といたします。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
当行普通株式400,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限といたします。  
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。  
なお、当行が、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。
2. 新株予約権の払込金額  
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価値を基準といたします。  
なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額といたします。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めることといたします。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。
6. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、上記4.の期間内において、原則として、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件につきましては取締役会において定めることといたします。

以上

# 株主総会会場のご案内図

場 所

宮崎観光ホテル 東館 3階 <sup>こうよう</sup>「光耀の間」

宮崎市松山一丁目1番1号 TEL : 0985-27-1212



交通の  
ご案内

宮崎空港より 自動車：約20分  
バス：約20分 「橋通1丁目」下車徒歩約10分

JR宮崎駅より 自動車：約5分  
バス：約15分 「橋通1丁目」下車徒歩約10分

ご注意：駐車場はございますが、台数に限りがありますのでご了承ください。